

職員の給与等に関する報告及び勧告

令和2年10月

神戸市人事委員会



神戸市会議長 壬 生 潤 様

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市人事委員会

委員長 芝 原 貴 文

本委員会は、地方公務員法第8条及び第14条の規定に基づき、一般職の職員の給与について別紙第1のとおり報告し、別紙第2のとおり勧告します。

また、同法第8条の規定に基づき、職員の人事管理について別紙第3のとおり報告します。

この勧告に対し、その実現のため、所要の措置を執られるよう要望します。

目 次

別紙第1 職員の給与に関する報告

	頁
1 報告の概要	1
2 本市職員と民間企業の従業員の給与比較	2
3 結び	8
(参考) 人事院勧告の概要(給与勧告の骨子)	9

別紙第2 勧告

10

別紙第3 職員の人事管理に関する報告

1 はじめに	11
2 人材の確保及び育成	11
3 働き方改革と勤務環境の整備	13
4 高齢期雇用	18
5 職員の服務規律	19
6 結び	19
(参考) 人事院報告の概要(公務員人事管理に関する報告の骨子)	21

参考資料

参考資料目次	25
第1部 市職員給与等の実態	26
第2部 民間給与等の実態	49
第3部 労働経済指標	54
(参考) 給与等報告・勧告の手順	56

職員の給与に関する報告

1 報告の概要

給与報告・勧告制度は、職員の労働基本権制約の代償措置として設けられており、本市職員の給与を社会一般の情勢に適応させる機能を有している。この制度は、人材の確保や労使関係の安定、そして円滑な行政運営維持の基盤となっている。

本年度の民間給与実態調査は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮し、例年より時期を遅らせた上で、2回に分けて実施した。特別給に関する調査については、6月29日から実地によらない方法により先行して実施し、実地が基本となる月例給に関する調査については8月17日から実施した。調査内容は、民間の本年4月分の給与及び昨年8月から本年7月までの1年間に支給された特別給等である。

本市職員の給与と民間企業の従業員給与とを比較したところ、特別給については、職員の特別給の年間支給月数が民間事業所の支給月数を上回っているため、0.05月分の引下げを勧告することとした。

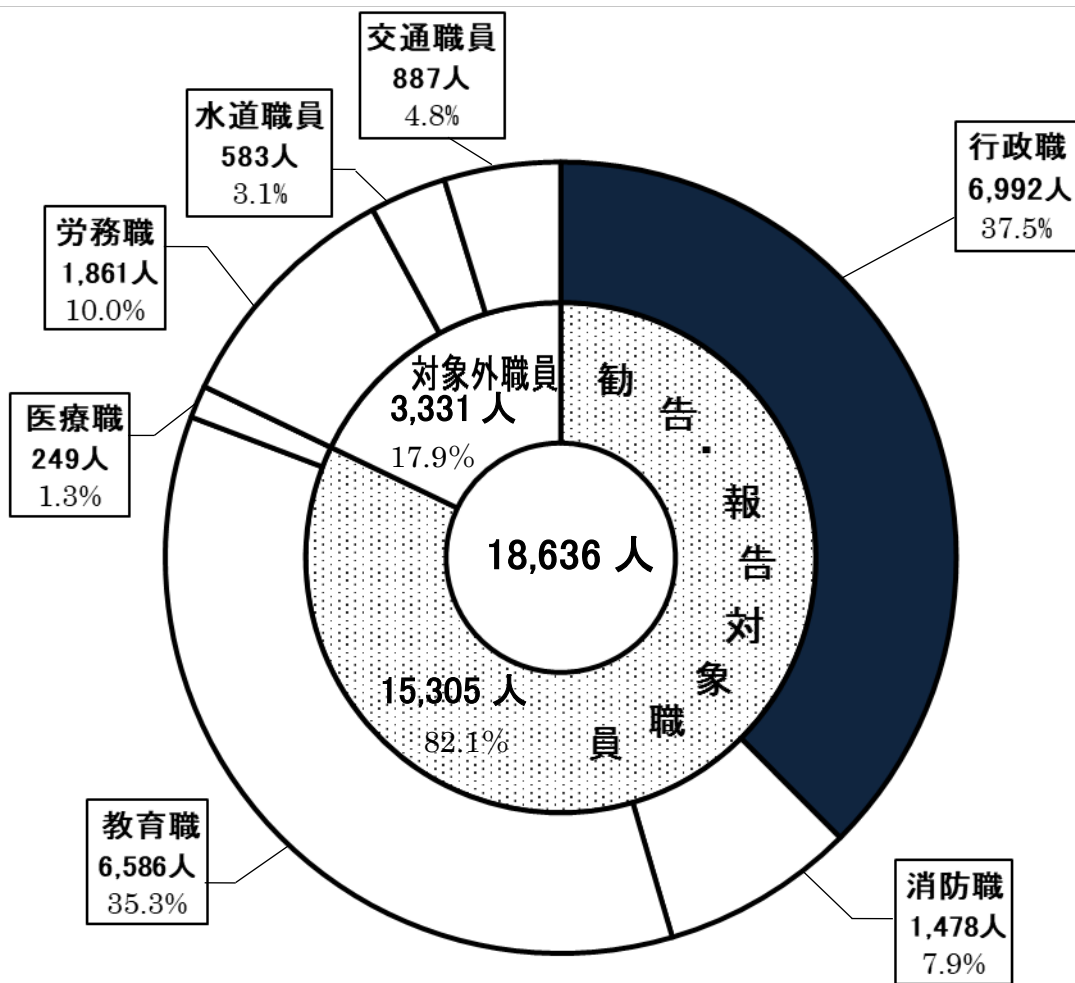
なお、月例給については、改めて必要な報告・勧告を行うこととする。

2 本市職員と民間企業の従業員の給与比較

(1) 職員の給与の状況

本委員会は、本年4月現在における本市職員の給与等について把握するため、職員給与実態調査を実施した。勧告対象職員は、一般職の職員のうち行政職、消防職、教育職、医療職（計15,305人）である。

図1 給料表別職員数



(参考資料 p.26,p.27 参照)

勧告対象外職員について

労務職、水道職員及び交通職員については、団体協約締結権を有しているため、労働基本権制約の代償措置である給与勧告の対象外となっている。

また、4月現在における行政職職員の状況は第1表に示すとおりである。

第1表 行政職職員の状況

項 目		令和2年	(参考)平成31年
職 員 数		6,992人	6,995人
平 均 年 齢		41.1歳	41.1歳
平均勤続年数		17.6年	17.7年
平均扶養親族数		0.77人	0.78人
男女別構成比		男性57.4% 女性42.6%	男性57.6% 女性42.4%
学 歴 別 構 成	大 学 卒	73.3%	72.7%
	短 大 卒	7.8%	8.2%
	高 校 卒	18.2%	18.7%
	中 学 卒	0.6%	0.4%

(2) 民間事業所の給与の状況

本委員会は、本市職員と神戸市内の民間企業の従業員の給与水準を比較するため、人事院等と共同で「令和2年職種別民間給与実態調査」を実施した。この調査は、正規の従業員数が企業全体で50人以上、かつ、支店等の事業所単位で50人以上である民間の事業所を調査対象事業所として、全国統一の内容、方法で行ったものである。(参考資料 p.49 参照)

給与改定の状況

本年1月以降に、ベースアップを実施した事業所は、第2表に示すとおり、係員は昨年度に比べて減少し、課長級は増加した。また、ベースアップを中止した事業所は、昨年度に比べて増加している。

第2表 民間におけるベース改定の実施状況 (単位：%)

	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベース慣行なし
係員	30.6 (32.3)	20.4 (16.0)	0.0 (0.5)	49.0 (51.2)
課長級	27.3 (26.6)	19.0 (18.2)	0.0 (0.6)	53.7 (54.6)

(注) () 内は、昨年度の数値である。

次に、本年1月以降に、定期昇給を実施した事業所は、第3表に示すとおり、昨年度に比べて減少している。また、昇給額については、昨年度と比べて増額した事業所が減少し、減額した事業所が増加している。

第3表 民間における定期昇給の状況 (単位：%)

	定昇制度あり					定昇停止	定昇制度なし
		定昇実施	増額	減額	変化なし		
係員	88.4 (91.6)	86.3 (90.9)	17.5 (29.9)	12.1 (6.9)	56.7 (54.1)	2.1 (0.7)	11.6 (8.4)
課長級	84.0 (88.1)	81.8 (87.3)	16.4 (27.0)	13.8 (5.8)	51.6 (54.5)	2.2 (0.8)	16.0 (11.9)

(注) 1 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

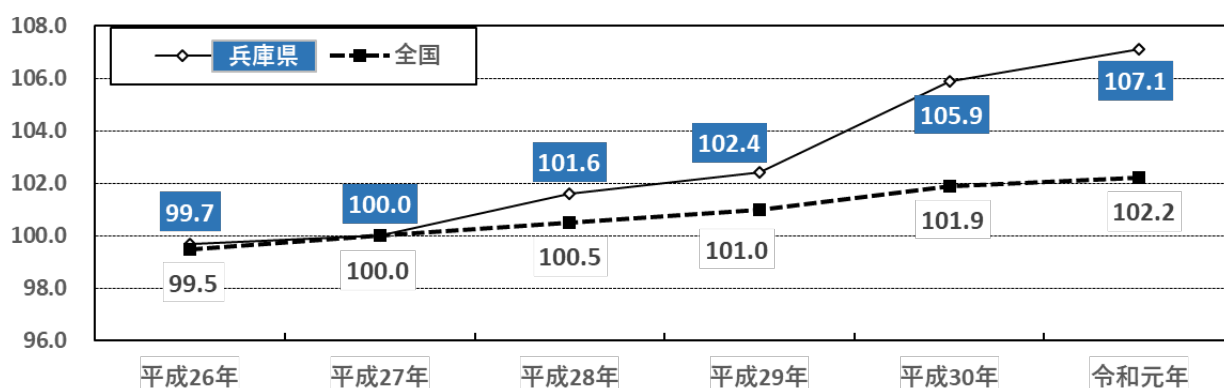
2 () 内は、昨年度の数値である。

(3) 賃金・雇用情勢等

ア 民間賃金指標の動向

「毎月勤労統計調査」(厚生労働省・兵庫県)によると、図2に示すとおり、所定内給与の指数(平成27年暦年平均=100)は、令和元年平均は兵庫県で107.1と昨年より1.2ポイント上昇している。全国も102.2と昨年より0.3ポイント上昇している。また、参考までに、令和2年4月においては、兵庫県は102.0で、前年同月(107.1)より5.1ポイント低下しており、全国は102.8で、前年同月(102.9)より0.1ポイント低下している。

図2 賃金水準の動向(暦年平均)

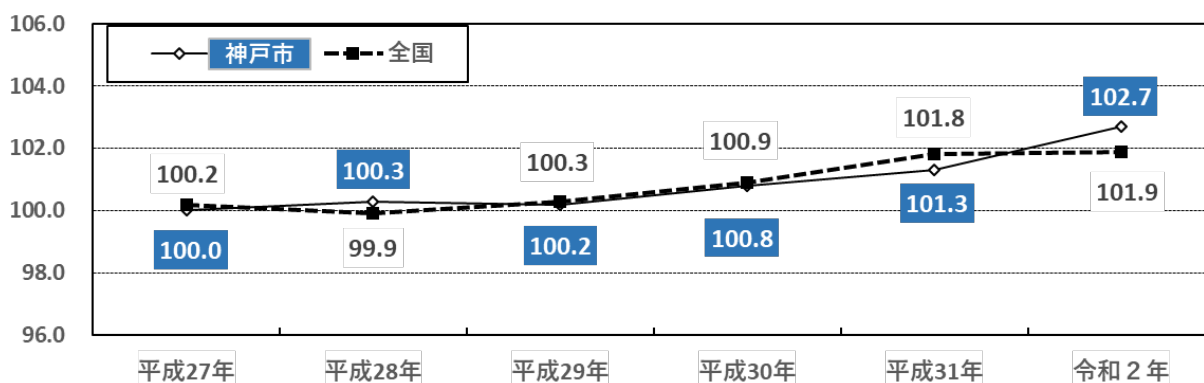


(注) 全国、兵庫県ともに、平成27年暦年平均を100とした指数。企業規模30人以上の事業所における常用労働者の所定内給与である。

イ 物価の動向

令和2年4月の神戸市の消費者物価指数(総務省・兵庫県)は、図3に示すとおり102.7となり、昨年に引き続き増加している。

図3 消費者物価指数の推移(各年4月)

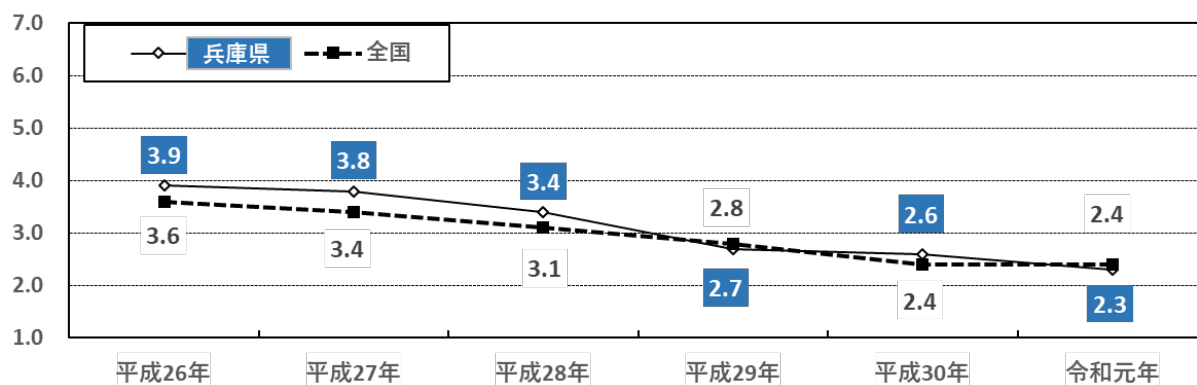


(注) 全国、神戸市とも、平成27年暦年平均を100とした指数である。

ウ 雇用情勢等

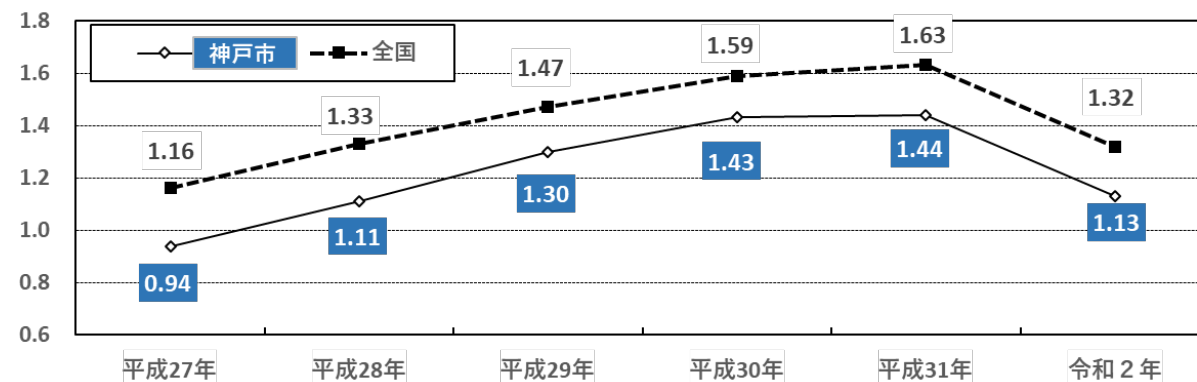
「労働力調査」(総務省)によると、図4に示すとおり、完全失業率は年々概ね改善が見られ、令和元年は、兵庫県は2.3%、全国は2.4%となっている。

図4 完全失業率の推移(暦年平均)



また、「職業安定業務統計(一般職業紹介状況)」(厚生労働省)によると、神戸市の有効求人倍率は、図5に示すとおり、1.13倍となり、全国と同様に低下している。

図5 有効求人倍率の推移(各年4月)



(注) 有効求人倍率とは、公共職業安定所で扱う求職者及び求人数のデータから、1人の求職者に対して、どれだけの求人があるかを示す指標である。(有効求人数/有効求職者数)全国は季節調整値、神戸市は原数値である。

(4) 民間給与との比較結果

特別給（期末・勤勉手当）

昨年8月から本年7月までの1年間において、市内民間事業所で支払われた賞与等の特別給は、第4表に示すとおり、平均所定内給与月額
の4.45月分（昨年は4.50月分）に相当しており、本市職員の特別給（期末・
勤勉手当）の年間支給月数（4.50月）は、民間事業所の支給月数を0.05
月分上回っている。

第4表 民間における特別給の支給状況

特別給の支給割合	下半期	2.18 月分
	上半期	2.27 月分
年 間		4.45 月分

（注）下半期とは令和元年8月から令和2年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

〈参考1〉

本市職員の現行の支給月数

特別給の支給月数	6月期	2.25月
	12月期	2.25月
年 間		4.50月

〈参考2〉

本市の支給月数の推移

年度	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2
特別給 (月)	4.15	3.95	→	→	→	4.10	4.20	4.30	4.40	4.45	4.50	4.45

3 結 び

本市職員の給与をめぐる諸状況は以上述べたとおりである。

特別給（期末・勤勉手当）については、本市職員の期末・勤勉手当の支給月数（4.50月）が市内民間事業所の支給月数（4.45月）を0.05月分上回っている状況である。

したがって、本委員会としては、本年度の給与改定の取扱いについて、次のとおりとすることが適切であると判断した。

（1）特別給（期末・勤勉手当）

支給月数については、市内民間事業所における支給状況及び人事院勧告を考慮のうえ、0.05月分引き下げる必要がある。

また、本年度12月期及び来年度以降の各期における期末手当と勤勉手当の支給割合については、市内民間事業所における支給状況及び人事院勧告を考慮のうえ、見直す必要がある。

支給月数（一般の職員の場合）

	6月期	12月期	計
本年度 期末手当	1.30月（支給済み）	1.25月（現行1.30月）	2.55月
勤勉手当	0.95月（支給済み）	0.95月（改定なし）	1.90月
計	2.25月	2.20月	4.45月
来年度 期末手当	1.275月	1.275月	2.55月
以降 勤勉手当	0.95月	0.95月	1.90月
計	2.225月	2.225月	4.45月

（2）給料表

給料表については、8月17日から9月30日までの期間に実施した「職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、4月分給与についての公民較差を算出することとする。

(参考) 人事院勧告の概要 (令和2年10月7日)

給与勧告の骨子

○ 給与勧告のポイント

ボーナスを引下げ (△0.05月分)

月例給については、別途必要な報告・勧告を予定

I 給与勧告制度の基本的考え方

(給与勧告の意義と役割)

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適応するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

II ボーナスの改定等

1 民間給与の調査

約12,000民間事業所を対象に調査。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、ボーナスに関する調査を実地によらない方法で先行実施 (完了率80.3%)
なお、月例給に関する調査は9月30日まで実施

<ボーナス> 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績 (支給割合) と公務の年間の支給月数を比較

○ 民間の支給割合 4.46月 (公務の支給月数 4.50月)

2 ボーナスの改定の内容と考え方

民間の支給割合との均衡を図るため引下げ 4.50月分→4.45月分

民間の支給状況等を踏まえ、期末手当の支給月数に反映

(一般の職員の場合の支給月数)

	6月期	12月期
令和2年度 期末手当	1.30月 (支給済み)	1.25月 (現行1.30月)
勤勉手当	0.95月 (支給済み)	0.95月 (改定なし)
3年度 期末手当	1.275月	1.275月
以降 勤勉手当	0.95月	0.95月

[実施時期]

法律の公布日

3 月例給

公務と民間の4月分の給与額を比較し、必要な報告・勧告を予定

行政職(一)…現行給与 408,868円 平均年齢 43.2歳 [対前年 △2,255円、△0.2歳]

勸 告

本委員会は、別紙第1に述べた報告に基づき、職員の給与について、次の措置を執られるよう勧告する。

1 改定の内容

期末・勤勉手当

支給月数及び支給割合について、民間における支給状況及び人事院勧告の内容を考慮のうえ、必要な改定を行うこと。

2 改定の実施時期

この改定は、この改定を実施するための条例の公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から実施すること。

職員の人事管理に関する報告

1 はじめに

本市においては、職員一人ひとりがいきいきと活躍できるよう、長時間労働の是正や多様な働き方の推進、メンタルヘルス不調の予防、ハラスメントの防止等、「働き方改革」を進めてきた。加えて本年においては、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、フレックスタイム制や在宅勤務制度等が積極的に活用されるとともに、Web 会議やオンラインによる研修等、業務改善に向けてさらに取り組みを推し進めている。

今後、生産年齢人口が減少する中で、多様化・高度化する市民のニーズや行政課題に对应していくため、また、「with コロナ」の時代に向けて、さらには新型コロナウイルスのような感染症にとどまらず、大規模災害などにも迅速かつ柔軟に対応できるよう、多様な人材を活用し、多様な働き方を定着させていくことが求められる。

こうした状況を踏まえ、職員の人事管理に関して以下のとおり報告する。

2 人材の確保及び育成

(1) 人材の確保

生産年齢人口の減少が避けられない状況下において、多様化・高度化する市民のニーズや新たな行政課題に对应していくためには、公務能率の向上のほか、これからの市政を担う将来有望な人材を確保することが求められる。そのためには、キャリアアップできる環境が整っていること、ワークライフバランスが実現できること、頑張っている職員が真に報われるような人事・給与制度であること等をアピールできることも重要である。

本年度より、大学・学生等への効果的なアプローチ、インターンシッ

プの充実や新規採用職員の配置，研修・キャリア形成支援などを総合的に推進する「採用育成チーム」が部局を超えて組成されたところであり，本市一丸となって，求める人材の確保・育成に向けた取り組みを進めている。あわせて今後も，社会情勢の変化に対応したより適切な試験制度のあり方について，絶えず検討を行っていく必要がある。

（２）職員研修

本市では，「神戸市人材育成基本計画」に基づき人材育成に取り組んでおり，職員の能力向上や能力開発，仕事に対する意欲醸成をはかるため，研修制度において，①OJT ②off-JT ③自己啓発の３つの取り組みを進めている。特に若手職員の早期育成のため，新規採用職員研修の期間を十分に確保するほか，サポーター制度やメンター制度の拡充に取り組んできたところである。一方，本年度の新規採用職員については，新型コロナウイルスの感染拡大の影響により，入庁直後の研修がすべて在宅による e ラーニングに変更され，同期同士の関係構築の機会もほぼ無いまま，平常時とは異なる勤務環境下の各職場に配属され，不安を抱えながら職務に従事していることも考えられる。各職場においてはこのような状況を踏まえ，新規採用職員とのコミュニケーションを十分に取るなど，対応に留意する必要がある。

また，業務遂行においては，仕事の標準化をはかるとともに，個々の職員の知識，経験をマニュアル等により客観化・可視化して職場で共有していくことが肝要であり，新規採用職員に限らず人事異動後速やかに職員が当該職場において必要な知識を習得することにより，能力を発揮できる仕組みを構築することが求められる。

（３）人事評価

職員が意欲を持ち，常にその能力を向上させていくことは，市役所が組織として十分に機能を発揮し続ける上で大変重要である。頑張っている職員が真に報われるような人事・給与制度とするために，人事評価制

度の適切な運用が求められる。本市では、人材育成及び能力・実績に基づく人事管理により、公務能率の向上につなげることを趣旨として人事評価制度を導入し、評価結果の勤勉手当及び昇給、並びに昇任・昇格への反映を行っている。本年度は、課長級以上の職員において、人事評価結果の勤勉手当への反映の拡大が行われたところであり、他の職員についても同じ趣旨での見直しが予定されている。

人事評価制度については、その客観性、納得性を確保するため、評価者は適切な目標設定、指導・助言、さらに客観的基準に基づいた評価を行うことが求められる。また、年間を通して評価者と対象者が十分なコミュニケーションをはかり、その内容を共有することが重要である。本年度においては、評価者による主観的な評価を防ぎ、より公平・公正で客観的な評価を担保するため、各局室区に「人事評価調整会議」を設置するなど、制度の見直しが行われている。

今後も、評価者の評価能力の向上をはかり、人事評価制度を適切に運用したうえで、より一層人事評価を活用して、人材育成及び能力・実績に基づく人事管理を推進することが必要である。

（４）昇任意欲の醸成

職位ごとの役割を明確にするとともに、その職務・職責に応じた給与制度とする見直しが進められており、係長職の処遇改善に向けての取り組みも行われている。今後も組織を活性化させるために、係長職・管理職のやりがいや魅力の発信など、昇任意欲の醸成並びにそれを支える環境づくりに努めるとともに、昇任・昇格選考を適切に実施していくことが求められる。

３ 働き方改革と勤務環境の整備

（１）長時間労働の是正と適切な勤務時間の管理

長時間労働の是正は、職員の健康の保持、公務能率の向上、ワークライフバランス、さらに人材の確保といった観点から重要であり、それが

結果として市民サービスの向上につながることも踏まえ、絶えず取り組んでいかなければならない。本委員会としても長時間労働の是正は重大な課題と捉えており、是正に向けての取り組み状況を確認した。

本市では、これまで業務の計画的な執行や事務の簡素効率化、業務の廃止・見直し、BPR（業務プロセスの見直し）や特定の部署や職員に業務が偏らないような適切な事務配分等の推進、柔軟な応援体制の確立、アウトソーシングの活用等に取り組んできた。

本年度は、新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けた緊急対応として、業務量の急増した部署に延べ 300 人を超える兼務発令を行い、全市を挙げての対応が行われている。

職員 1 人あたりの時間外勤務時間数は減少傾向にあるものの、依然として長時間労働の実態が見受けられる。

管理監督者においては、職員の心身の健康保持の観点から、長時間労働の是正を最優先の課題と認識し、個々の職員の状況を十分に把握するとともに、長時間労働の原因を解消するための抜本的な対応が求められる。また、長時間労働の是正や業務改革のさらなる推進に向けては、職員の理解が不可欠であり、職員の意識改革に向けた取り組みの強化も求められる。

また、局室区長においては、自主経営の観点から、主体的に所管内の状況を把握し、事業のあり方・進め方改革を推進するとともに、より適切な人員配置を行い、必要に応じて横断的な対応を主導するなど長時間労働の是正に向けて強いリーダーシップを発揮されることを期待する。

さらに、任命権者においては、長時間労働が常態化することがないよう、局室区の取り組み状況を適宜把握し、働き方改革を推進するとともに、社会環境や市民ニーズの変化に対応し、必要に応じて制度の創設・改正や、より適切な人員配置を行うことが求められる。また、今年度のコロナ禍での兼務発令などの例を踏まえ、期途中を含む必要な時期に必要な人材を兼務・異動により配置するなど柔軟な対応が求められる。

一方で、時間外勤務の上限を超過しないようにするために、賃金不払

残業が発生するようなことはあってはならず、管理監督者においては、退勤時間の確認も含め、適切な勤務時間の管理に引き続き留意する必要がある。

本委員会は、長時間労働の実態や任命権者の取り組みを注視しながら、労働基準監督機関として必要な対応を行っていく。

また、全国的な課題となっている教職員の長時間労働については、昨年度制定された、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」を踏まえ、本市においても、在校等時間の上限等に関する条例及び規則の改正が行われた。教職員の長時間労働の改善に向けた取り組みとしては、「神戸市立学校園働き方改革推進プラン」に基づき、組織力の充実、学校園業務の適正化、教職員の事務負担の軽減等の業務改革に取り組んでいるところであるが、引き続き教職員の意識改革に取り組むとともに、着実に業務改革を進めていく必要がある。

（２）多様な働き方の推進

生産年齢人口の減少といった構造的な問題を背景に、誰もが活躍できる社会の実現を目指す「働き方改革」が社会全体の重要課題となっている。そのような中、本市においても限られた人材・財源のもとで、複雑・多様化する行政課題に対応していくためには、機動的に環境変化に対応できる組織・職員体制を構築していく必要があるとともに、様々な背景を持つ職員がそれぞれの意欲・能力を最大限発揮できるよう、ワークライフバランスに配慮した働きやすい職場環境の整備を進めていく必要がある。

また、多様化する市民のニーズに市民目線で柔軟に対応していくためには、より多くの女性職員が政策決定・意思形成過程に参画し、多様な視点による様々な価値観が反映されていくことも求められる。「神戸市女性職員の活躍推進計画（平成 27 年度策定）」においては、令和 2 年度の

目標として、課長級以上の一般行政（事務）の職員に占める女性職員の割合を 7.4%から 10.0%に、係長級以上の一般行政（事務）の職員に占める女性職員の割合を 11.5%から 20.0%に引き上げるとされていたが、令和 2 年 4 月時点において、前者が 10.2%、後者が 15.7%となっている。

管理的地位等にある女性職員を増やすためには、女性職員の昇任に対する不安を解消し、モチベーションを向上させるためのより積極的な取り組みが必要である。また、「新型コロナウイルス感染症の影響により、家事・育児等の家庭責任が女性に集中するといった平時の固定的な性別役割分担意識が一層顕在化している」とも言われている。職場においても家庭においても、性別に基づく固定的な役割分担意識や無意識の思い込みを解消する意識改革が求められる。

一方、次世代育成支援対策推進法に基づく本市の「特定事業主行動計画（計画期間：令和 2 年 7 月～令和 7 年 3 月）」においては、男性職員の育児休業取得率の目標が 13%から 30%に引き上げられた（令和元年度の取得率は 10.9%）。目標達成には男性職員が安心して育児休業等を取得できる職場環境づくりが重要である。本市においては、本年度より、管理職への研修の実施や管理職の育児休業等取得促進への取組状況の人事評価への反映等の取り組みが行われている。男性職員の育児休業取得をきっかけとして、男性職員の家庭での役割や職場における業務の見直しが推進されることを期待する。

任命権者においては、家事、育児をはじめ、介護や長期にわたる通院治療など時間的制約のある職員も含め、一人ひとりの職員がそれぞれのライフスタイルに合った働き方を選ぶことができるよう、引き続きフレックスタイム制や在宅勤務制度等の利用状況を適宜検証し、必要に応じて改善をはかっていく必要がある。また、管理監督者においては、職員に対して各制度の利用を促すよう働きかけるとともに自らも積極的に利用するなど、職場風土の改革に取り組む必要がある。

(3) 職員の健康確保・安全衛生

心身両面の健康の確保は、職員やその周囲の人のためであることはもちろん、公務の効率的な運営や質の高い市民サービスを提供する観点からも重要である。

長時間勤務者への健康対策については、昨年5月より、労働安全衛生法の改正に合わせ、産業医面接の勧奨基準を月100時間から80時間に引き下げるなどの見直しが行われ、より早期の対応がはかれることとなった。これに加えて本年は、新型コロナウイルス感染症対策による勤務状況下において、ストレス等によるメンタルヘルス不調を生じている職員へのケアにも留意が必要である。任命権者においては、職員の健康相談や面接が適切に行えるよう周知するとともに、メンタルヘルスチェックの結果を職場ごとに分析し、引き続き職場環境改善の取り組みを推進することが求められる。また職員においては、メンタルヘルスチェックの結果等を活用しながら、自らのストレス状況について気を配り、日頃から心身の健康管理に努める必要がある。

職場環境の安全確保については、本委員会としても事業所に対する調査や指導、安全意識の啓発活動等に取り組んでいるところである。各職場においても、安全教育の実施や職員相互の声かけ、話し合いなど、日常の継続した取り組みを励行するとともに、安全衛生委員会の管理体制を充実させるなど、職員が安全に働ける職場環境づくりを進める必要がある。さらに今後とも、新型コロナウイルス感染症に関して、職員への感染予防の啓発及び職場における感染拡大防止対策の徹底をはかる必要がある。

(4) ハラスメントに対する取組

セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント等の各種ハラスメントは、相手の人格や尊厳を不当に傷つける社会的に許されない行為であるだけでなく、職員の意欲を減退させるとともに、職場全体の活力と機能を低下させ、円滑な公務の運営を妨げかねない問題である。

今後も「神戸市ハラスメント対策基本方針」に基づき、ハラスメントの防止に向けた具体的な取り組みを推進し、「ハラスメントを発生させない、許さない、見過ごさない」という基本的な考え方を職員に浸透させ、職員同士の相互理解と相互尊重を育むことが必要である。

(5) 職員の意識の把握

本市ではこれまで、平成 28 年度及び 29 年度において「神戸市職員満足度調査」を、そして 30 年度には「市役所改革に向けた職員アンケート」により、職員の仕事や職場に対する意識及び課題を把握し、全市的な制度改善の推進がなされてきた。

今後とも、定期的に職員意識調査を実施することで、制度の利用状況や使いやすさといった制度改正の効果を検証するとともに、職員の意識や職場風土の変化について継続的・客観的に把握していくことが必要であると考える。

4 高齢期雇用

本市においては、意欲と能力のある定年退職者等を再任用することで、職員が高齢期の生活に不安を覚えることなく職務に専念できる環境を整えるとともに、再任用職員の知識や経験を活用することにより、市民サービスの向上に努めている。

平成 30 年 8 月に人事院が行った「定年を段階的に 65 歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出」を受け、本年 3 月に国会に提出された「国家公務員法等の一部を改正する法律案」は、審議未了で廃案となった。一方で、本年 7 月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2020」においては、「2018 年の人事院の意見の申出も踏まえ、公務員の定年引上げに向けた取組を進める」とされており、人事院は本年の報告において、高齢層職員の能力及び経験の本格的な活用に向けて、定年を引き上げるための措置が早期に実現されるよう改めて要請している。

地方公務員の定年は、地方公務員法において国家公務員の定年を基準と

することとされていることから、今後の定年の引上げに関する国や他の自治体の動向を注視し、引き続き対応を検討していく必要がある。また、定年の引上げを見据えて、国や他の自治体の現状等を踏まえ、職員のモチベーションの維持にも配慮しつつ、高齢層職員の昇給制度等についても引き続き検討する必要がある。

5 職員の服務規律

職員の綱紀肅正及び服務規律の徹底については、これまでも重ねて言及してきたところである。任命権者においては、今後とも不祥事の未然防止に向けて、あらゆる機会を通じて、コンプライアンスの推進に取り組む必要がある。職員においては、「神戸市クレド」や「神戸市職員コンプライアンス共有理念」のもと、改めて法令遵守及び公正・公平な職務執行を確保するとともに、職務外においても、市民の信託に応えるべき公務員としての責任を自覚し、高い倫理観と使命感を持って行動し、市民からの信頼に応えるよう精励されることを要望する。

6 結 び

本委員会としては、以上述べたとおり、本市職員の人事管理に関する諸課題について取り組んでいくことが必要であると考えます。

職員においては、行政への需要が複雑・多様化する中で、日々職務に精励し、市民サービスの向上に懸命に努力されてきた。さらに、新型コロナウイルスの感染が継続している状況下において、市民のために迅速かつ的確な行動が取れるよう、全職員が一丸となって感染拡大防止に努められている。本委員会は、このような職員の努力に敬意を表す。

また、「with コロナ」の時代に対応した新しい生活様式や経済活動が求められる中で、積極的なデジタル技術の活用等により業務の効率化・生産性の向上をはかり、職員の「働き方改革」を推進するとともに、人口縮減時代においても、将来にわたって市民サービスを維持、向上させていくこと

ができるよう、外部環境の変化に柔軟に対応していくことを期待する。

市会及び市長におかれては、「職員の給与等に関する報告及び勧告制度」についてご理解いただき、この報告に基づいて適切に対応されるよう要請する。

(参考) 人事院報告の概要 (令和2年10月7日)

公務員人事管理に関する報告の骨子

危機的事態が次々と発生している中で、必要十分な行政サービスを提供できるよう、有為の人材の確保・育成等の本院の責務を適切に果たすとともに、職員の倫理感・使命感の醸成等を引き続き働きかけ。在宅勤務等の新たな働き方への変革といった課題も踏まえた取組を推進

1 新型コロナウイルス感染症に係る本院の取組

- ・ 一部の採用試験を延期した上で、十分な感染症対策を行いつつ実施。動画やSNSを活用した情報発信などによる人材確保活動を展開
- ・ 研修の年間実施計画を大幅に見直し。諸外国の大学院等への派遣研修について、渡航時期の延期を可能とするなどの柔軟な対応
- ・ 時差出勤のため勤務時間割振りの特例を措置、職場の感染拡大防止対策等の周知、非常勤職員も含め出勤困難な場合の特別休暇を適用。公務災害認定等事務が速やかに行われるよう指導
- ・ 感染症対策の緊急措置に係る作業に従事した場合に特例的に防疫等作業手当を支給できるよう措置。インターネットを活用して、公平審査に必要な調査を実施

2 人材の確保及び育成

- ・ 多様な有為の人材の確保が重要な課題。受験者層の特性に応じた人材確保活動の強化等を実施。人材確保上の課題やニーズを幅広く把握し、それを踏まえた活動を展開。政府の要請を受け、就職氷河期世代を対象とした選考試験を本年11月以降実施。障害者雇用について、今後とも、関係各方面の意見を聴きつつ、必要な検討
- ・ 職員にグローバル社会を切り開くためのキャリアを自律的に考えさせることが重要。管理職員のマネジメント能力向上、若手・女性職員のキャリア形成支援等のための研修を引き続き実施

3 勤務環境の整備

(1) 長時間労働の是正等

今後、超過勤務命令の上限を超えた場合における各府省による要因の整理・分析・検証の状況を把握し、必要な指導を実施。恒常的に長時間勤務がある職域には要員を確保する必要
柔軟な働き方に対応した勤務環境の整備を進めるため、現行制度の整理も含めて研究

(2) ハラスメント防止対策

本年6月からパワハラ防止等のための人事院規則等が施行。研修教材の提供やハラスメント相談員セミナーの開催など、各府省における防止対策を支援

(3) 仕事と家庭の両立支援

男性の育児参画の促進など政府の取組状況等を踏まえつつ、引き続き、両立支援制度の周知等に取組。不妊治療と仕事の両立に関する実態や職場環境の課題等を把握し、必要な取組を検討

(4) 心の健康づくりの推進等

ストレスチェックの活用やオンラインでの心の悩み相談の導入等による心の健康づくりの推進。公務災害認定事案の分析結果に基づき過労死等防止の観点から各府省への指導・助言

(5) 非常勤職員の適切な処遇の確保

非常勤職員の給与について、引き続き、常勤職員との権衡をより確保し得るよう取組。休暇について、引き続き民間の状況を適切に把握し、必要な検討

4 定年の引上げ及び能力・実績に基づく人事管理の推進

- ・ 高齢層職員の能力及び経験の本格的な活用に向けて、定年を段階的に65歳に引き上げるための措置が早期に実施されるよう改めて要請
- ・ 政府における人事評価の改善に向けた検討に協力。人事評価の結果を任用、給与等に適切に反映するため、昇任及び昇格の基準、昇給の基準、俸給表の在り方等について検討

参 考 资 料

参考資料目次

第1部 市職員給与等の実態

	頁
令和2年度市職員の給与等の実態調査の概要	26
第1表 職員構成総括	28
第2表 給料表別, 級別, 号給別人員	32
第3表 給料表別, 級別, 年齢別職員数・平均給料月額	42
第4表 ラスパイレス指数	46
第5表 扶養手当の支給状況	46
第6表 管理職手当の支給状況	47
第7表 住居手当の支給状況	47
第8表 再任用職員の給料表別, 級別人員	48

第2部 民間給与等の実態

令和2年職種別民間給与実態調査の概要	49
第9表 産業分類別, 企業規模別調査事業所数	51
第10表 民間におけるベース改定の実施状況	52
第11表 民間における家族(扶養)手当の支給状況	52
第12表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	52

第3部 労働経済指標

第13表 労働経済指標	54
(参考) 給与等報告・勧告の手順	56

第1部 市職員給与等の実態

令和2年度市職員の給与等の実態調査の概要

1 調査の目的と時期

この調査は、本市職員の給与等の実態を把握するため、令和2年4月1日現在における職員の給与等について調査したものである。

2 調査の対象職員

本市に勤務する一般職の職員から次に掲げる職員を除いた職員を対象とした。

- (1) 公益的法人への派遣者の一部及び株式会社への退職派遣者
- (2) 海外派遣中の職員
- (3) 育児短時間中の職員
- (4) 育児休業中の職員
- (5) 専従退職者
- (6) 再任用職員
- (7) 任期付職員
- (8) 会計年度任用職員
- (9) 臨時的任用職員
- (10) 労務職員
- (11) 企業職員（水道職員，交通職員）
- (12) 休職中の職員
- (13) 自己啓発等休業中の職員
- (14) 配偶者同行休業中の職員

3 集計

集計は、上記対象職員の全員について行った。

4 職員の分類

給料表	適用職員
1 行政職給料表	他の給料表の適用を受けない全ての職員
2 消防職給料表	消防吏員
3 教育職給料表（2）	高等学校等に勤務する校長，教頭，教諭，養護教諭，助教諭，実習助手等
4 教育職給料表（3）	幼稚園に勤務する園長，教諭，養護教諭等
5 教育職給料表（4）	高等専門学校に勤務する校長，教授，准教授，講師，助教及び助手
6 教育職給料表（5）	小学校，中学校，義務教育学校又は特別支援学校に勤務する校長，教頭，主幹教諭，教諭，養護教諭，栄養教諭，助教諭，講師及び養護助教諭等
7 医療職給料表（1）	地方独立行政法人以外の医療機関，保健所等に勤務する医師及び歯科医師
8 医療職給料表（2）	地方独立行政法人以外の医療機関，保健所等に勤務する薬剤師，栄養士，保健師，看護師等

（注）教育職給料表（1）は，平成31年4月に神戸市看護大学が地方独立行政法人へ移行したことに伴い，廃止した。

第1表 職員構成総括

区分 給料表	職員数(人)			平均給与月額(円)			
	計	男	女	計	給料	扶養手当	地域手当
行政職	6,992	4,012	2,980	389,023	323,279	8,757	41,169
消防職	1,478	1,421	57	383,880	318,161	16,277	40,721
教育職(2)	389	279	110	477,471	402,630	13,431	50,644
教育職(3)	130	6	124	413,155	350,549	3,958	43,644
教育職(4)	91	84	7	516,070	435,713	15,220	54,543
教育職(5)	5,976	2,721	3,255	418,591	354,477	8,286	44,279
医療職(1)	12	6	6	736,373	522,383	10,542	100,948
医療職(2)	237	15	222	372,912	318,360	5,511	39,560
合計	15,305	8,544	6,761	403,303	337,964	9,367	42,704

(注) 1 給料には、給料の調整額及び教職調整額を含む。

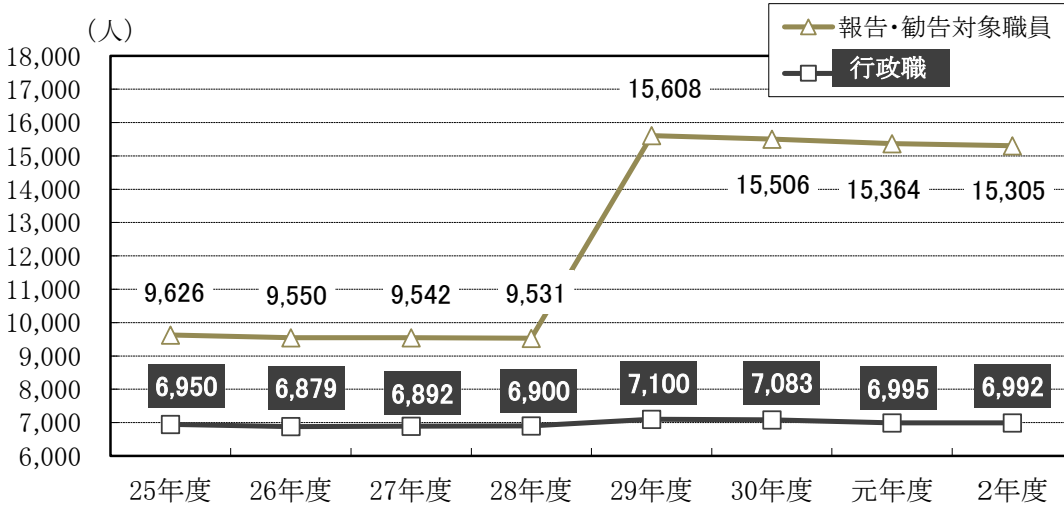
2 平均給与月額の「計」は支給総額を対象人員で除したものであり、各種目の合計と一致しないことがある。

		平均扶養 親族数 (人)	平均年齢 (歳)	平均勤続 年数 (年)	学 歴 別 職 員 数 (人)			
管理職手当	住居手当等				大学卒	短大卒	高校卒	中学卒
10,321	5,497	0.77	41.1	17.6	5,124	547	1,276	45
4,397	4,324	1.45	40.8	19.2	569	132	777	
5,979	4,787	1.18	46.9	19.4	378	6	5	
9,197	5,808	0.32	40.1	13.0	105	25		
3,593	7,000	1.41	46.2	13.8	91			
6,041	5,508	0.70	40.2	14.2	5,856	120		
98,000	4,500	1.00	54.1	9.3	12			
5,257	4,224	0.43	41.6	16.4	203	34		
7,908	5,361	0.81	40.9	16.4	12,338	864	2,058	45

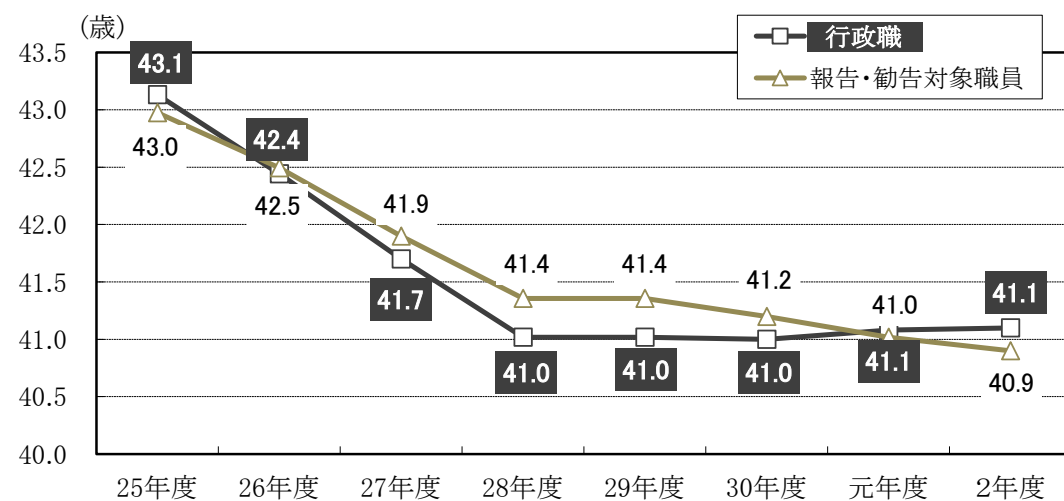
〈参考〉報告・勧告対象職員数の推移

年	報告・勧告対象職員					
	行政職	消防職	教育職	医療職	指定職	合計
25年度	6,950	1,455	923	297	1	9,626
26年度	6,879	1,460	920	290	1	9,550
27年度	6,892	1,461	905	283	1	9,542
28年度	6,900	1,454	897	279	1	9,531
29年度	7,100	1,443	6,814	250	1	15,608
30年度	7,083	1,440	6,730	252	1	15,506
元年度	6,995	1,461	6,660	248	0	15,364
2年度	6,992	1,478	6,586	249	0	15,305

(注) 平成29年度より行政職には学校事務職員が、教育職には市立小中学校の教諭等が含まれている。



〈参考〉平均年齢の推移

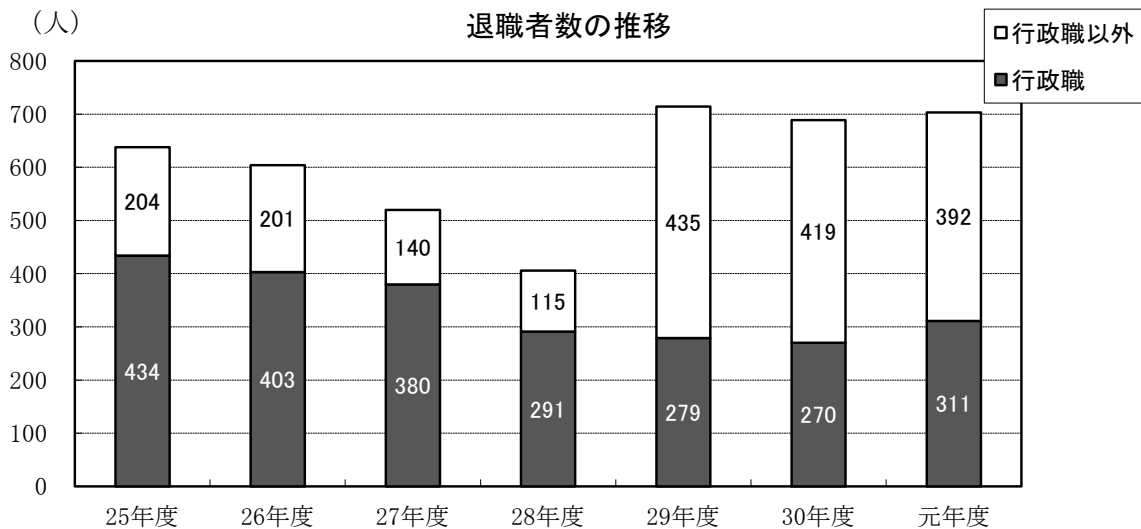
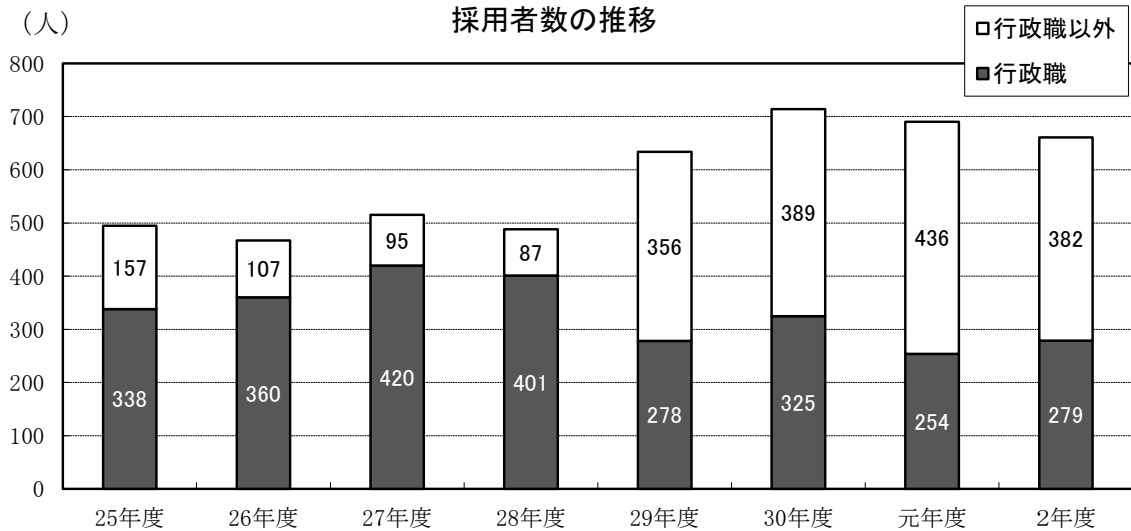


〈参考〉採用・退職者数の推移

	行政職			報告・勧告対象職員		
	採用	退職	採用-退職	採用	退職	採用-退職
25年度	338	434	▲ 96	495	638	▲ 143
26年度	360	403	▲ 43	467	604	▲ 137
27年度	420	380	40	515	520	▲ 5
28年度	401	291	110	488	406	82
29年度	278	279	▲ 1	634	714	▲ 80
30年度	325	270	55	714	689	25
元年度	254	311	▲ 57	690	703	▲ 13
2年度	279	661

(注) 1 令和2年度の数字は、令和2年4月1日採用者の人数である。

2 平成29年度より行政職には学校事務職員が、報告・勧告対象職員には市立小中学校の教諭等が含まれている。



第2表 給料表別, 級別, 号給別人員

その1 行政職給料表

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
	人	人	人	人	人	人	人	人
1			1					
2								
3								
4				1				
5	8	2			1			
6	1	1						
7	1	30			1			
8		4	1					
9		5	1	3	10			
10	9	126	1	1				
11	1	27	1		6			
12	1	3	3	1				
13	17	5	3		32			
14	9	4	2		5			
15	4	188	152		6			
16		10	24		11			1
17	2	7	19	1	11			
18	32	26	15		7		1	
19	4	159	135	2	8			
20	1	13	25		24		2	4
21	1	8	27		12			1
22	2	9	16		9			2
23		187	27		4			5
24		24	24		39			7
25	165	25	94	1	12			
26	1	14	20		7			2
27	4	200	34		12	1		2
28	1	31	17		33			4
29	4	13	70	2	13	2		3
30	2	11	19		13		1	2
31	2	22	24		9			
32		5	37	1	22			1
33	15	9	28		16		1	
34	9	13	16		11		3	
35	4	3	22		9	1	4	2
36		8	36	3	18		3	1
37	4	8	24	6	9	2	7	
38		2	15	1	8	2	5	2
39		8	14	3	8	3	9	2
40	1	3	42	3	13	1	10	1
41	1	3	15	1	8	3	11	
42	1	6	15	6	9	6	8	3
43		7	21	4	8	1	4	3
44		1	29	9	31	5	9	2
45	1	4	12	3	9	8	8	
46		3	16	11	5	13	9	1
47		3	13	10	10	11	6	1
48		4	17	7	22	14	4	
49	1	6	10	3	12	10	9	
50		3	7	5	9	20	5	
51	1	3	14	13	6	13	3	
52		3	10	11	15	18	7	
53	1	3	7	7	11	9	6	
54		5	5	4	6	22		
55		3	5	9	10	25		1
56		2	14	12	13	22	1	
57		5	7	8	5	19	2	
58		5	7	12		27	2	1
59		5	8	13	5	16	1	
60		3	11	9	8	29	1	
61		4	4	21	4	14	1	
62		2	5	26	6	27	3	
63		1	4	12	8	23		
64		1	1	14	11	18	1	

号給	級							
	1	2	3	4	5	6	7	8
65	人	1 人	3 人	27 人	8 人	7 人	1 人	人
66		4 人	1 人	20 人	7 人	20 人	1 人	
67		3 人	3 人	17 人	11 人	17 人		
68			2 人	21 人	19 人	13 人		
69	1 人		2 人	33 人	3 人	3 人		
70		1 人	2 人	27 人	5 人	17 人		
71				19 人	17 人	13 人		
72				24 人	13 人	11 人		
73			2 人	34 人	8 人	4 人		
74				34 人	9 人	7 人		
75			3 人	25 人	30 人	4 人		
76			3 人	22 人	17 人	4 人		
77			2 人	53 人	4 人	4 人		
78			1 人	29 人	10 人	6 人		
79			1 人	20 人	14 人	4 人		
80			1 人	27 人	17 人	4 人		
81			2 人	40 人	10 人	1 人		
82			2 人	40 人	7 人	2 人		
83				40 人	18 人	3 人		
84				28 人	26 人			
85				59 人	12 人	3 人		
86			1 人	53 人	13 人	3 人		
87				43 人	14 人	1 人		
88			3 人	26 人	43 人	2 人		
89				33 人	12 人	1 人		
90				47 人	10 人	1 人		
91			1 人	41 人	10 人			
92				26 人	26 人			
93	1 人		1 人	27 人	16 人			
94				47 人	10 人			
95				34 人	11 人	1 人		
96			1 人	29 人	36 人	1 人		
97			3 人	28 人	24 人			
98				21 人	4 人			
99				32 人	11 人	1 人		
100				38 人	12 人			
101				24 人	8 人	1 人		
102				23 人	18 人			
103				44 人	8 人			
104				51 人	13 人			
105				27 人	21 人			
106				43 人	26 人			
107				46 人	8 人			
108				28 人	20 人			
109				26 人	15 人			
110				47 人	8 人			
111				19 人	7 人			
112				32 人	23 人			
113				24 人	11 人			
114				23 人	20 人			
115				10 人	4 人			
116				30 人	9 人			
117				6 人	2 人			
118				19 人	5 人			
119				2 人				
120				4 人	2 人			
121				1 人	12 人			
122								
123								
124								
125								
計	313 人	1,307 人	1,286 人	1,952 人	1,387 人	544 人	149 人	54 人
平均給料月額	182,542 円	211,715 円	263,301 円	376,840 円	369,335 円	433,097 円	494,780 円	569,081 円
平均年齢	22.6 歳	26.9 歳	33.2 歳	51.4 歳	45.2 歳	51.6 歳	55.1 歳	57.5 歳

(注) 各級内の太実線は、当該級の最高号給の位置を示し、当該人員0の号給は空欄とした。(以下同じ)

合計	6,992 人
平均給料月額	323,279 円
平均年齢	41.1 歳

その2 消防職給料表

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
	人	人	人	人	人	人	人
1	19						
2	11						
3	5						
4	3						
5	11	8					
6	3	23					
7	1	5					
8	2	3					
9	2	10	2				
10	2	8	1				
11	1	10	1				
12	9	3					
13	5	17					
14	4	2	1				
15		11	16				
16	1	2	3				
17	24	12	2		1		1
18	4	3	1				
19	2	7	15				
20	1	3	1		2		
21	1	10	4		1		
22		7	2				
23		18	7		1		
24		2	3		1		
25		5	16				
26	2	2	5		1		
27		1	8		2		
28		2	2		1		
29		4	12				
30		1	2				
31		6	6	1	1		
32	1	5	8	1	3		
33	1	4	11	1			
34		2	10	2			
35			13	1	1		
36			14	3	1		
37	1	3	10	1			
38		1	6	3			
39		1	4	4	2		
40			7	3	2	1	1
41			12	2	2		
42			4	1	2		2
43		2	11	3			
44			10	4	2	1	2
45		1	12	4	2		2
46		1	7	2		1	
47			2	3	3		
48			11	5	2		1
49			7	9	2		
50			3	6	1	2	
51			1	3	2	1	
52			5	7	2	2	2
53			4	3			2
54			3	2	2	2	1
55			2	7		1	1
56			8	4	4	1	
57			4	1	1		
58			5	4		2	
59			1	6		4	
60			5	7	3	3	
61			2	3	2		
62				5	1	1	
63			2	8	3		
64				4	2	2	

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
	人	人	人	人	人	人	人
65			6	6	1	1	1
66				7	1	5	
67				9	1		
68				3	2	3	
69				11			
70				15	3	3	
71				27	1	1	
72				8	4	2	
73				9	5	1	
74				14	5	1	
75				22	2	1	
76				4	1	1	
77				5	4	1	
78				11	3	1	
79				19	3	1	
80				1	2	2	
81				6	5	1	
82				12	1	3	
83				5	1		
84				8	1		
85				17	3	1	
86				6	1		
87				3	3		
88				3	2		
89				9	1		
90				5	1		
91				5	2		
92				2	4		
93				9	2		
94					2		
95				1	1		
96				3	2		
97				10	2		
98				1			
99				6	2		
100				6	4		
101				17			
102				7	2		
103				4	4		
104				2	1		
105				3	1		
106				11	1		
107				6	1		
108					2		
109				2	2		
110				10	2		
111				6	1		
112				7	5		
113				3	2		
114				37	3		
115				11			
116				26	7		
117				6	5		
118				7	2		
119					1		
120				2			
121				1	5		
122				6			
123							
124							
125							
計	116 人	205 人	320 人	585 人	183 人	53 人	16 人
平均給料月額	172,931 円	209,090 円	273,052 円	373,511 円	384,072 円	437,568 円	497,588 円
平均年齢	21.5 歳	26.6 歳	34.2 歳	49.4 歳	47.8 歳	54.0 歳	54.9 歳
						合計	1,478 人
						平均給料月額	318,161 円
						平均年齢	40.8 歳

その3 教育職給料表(2)

号給	級	1	2	3	4
		人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17			5		
18					
19			2		
20					
21			1		
22			1		
23					
24					
25			1		
26					
27					
28					
29					
30			3		
31			1		
32			1		
33			2		
34			6		
35					
36			2		1
37			1		
38			4		1
39					
40			1		
41			1		1
42			5		
43					
44			2		2
45					
46			3		1
47					
48			1		1
49					
50			10		2
51					2
52			3		
53			1		1
54			4		2
55					1
56			1		1
57					
58			3		
59					
60			2		
61			1		
62			2	1	
63			1		
64			3		
65				1	
66			1		
67			1	2	
68			2	2	
69			4	2	
70			1		
71					
72					
73			2		
74			2	1	
75			1		
76			1	1	
77	1		2		
78			1		
79			4	2	
80			2		
81				2	
82				1	
83					
84			1		
85	1		2	1	
86			3		
87			1		
88			2		
89			2		
90	1		2		
91			1		
92					
93			2		
94			1		
95					
96			2		
97			3		
98					
99			4		
100					

号給	級	1	2	3	4
		人	人	人	人
101			1		
102			1		
103			1		
104			1		
105			3		
106					
107			2		
108			2		
109			1		
110			3		
111			4		
112			2		
113			1		
114			1		
115	1		2		
116			5		
117			1		
118			3		
119			3		
120			1		
121			3		
122			1		
123			1		
124			2		
125			1		
126			1		
127			1		
128					
129			1		
130			3		
131			1		
132			3		
133			4		
134			1		
135			1		
136			6		
137			4		
138			3		
139			3		
140			2		
141			3		
142			5		
143			3		
144			2		
145			3		
146			2		
147			3		
148					
149			1		
150			1		
151			3		
152			1		
153			4		
154			10		
155			10		
156			5		
157			13		
158			3		
159			9		
160			1		
161			12		
162			7		
163			8		
164			2		
165			13		
166			2		
167			9		
168			1		
169			4		
170			6		
171					
172			1		
173			1		
174			1		
175					
176					
177					
178					
179					
180					
181					
182					
183					
184					
185					
186					
187					
188					
189					
190					
191					
192					
193					
計		4 人	353 人	16 人	16 人
平均給料月額		289,125 円	382,071 円	456,544 円	484,531 円
平均年齢		39.8 歳	46.3 歳	52.8 歳	56.5 歳
				計	389 人
				平均給料月額	388,393 円
				平均年齢	46.9 歳

その4 教育職給料表(3)

号給	級	1	2	3
1		人		人
2			人	
3				人
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21			6	
22				
23				
24				
25			3	
26			1	
27				
28				
29				
30			1	
31				
32				
33			2	
34			1	
35				
36				
37				
38			2	
39				
40			1	
41			1	
42			2	
43				
44			1	
45				
46			2	
47				
48			1	
49				
50			2	
51				
52				
53				
54			2	
55			1	
56				
57				
58			1	
59				
60				
61				
62			3	
63				
64				
65				
66			1	
67				
68			1	
69				1
70			3	
71			1	
72			3	
73			1	
74			2	
75				
76			4	1
77			1	
78			1	
79				
80			1	
81			1	1
82			1	
83				1
84			3	
85				1
86			1	
87				2
88			1	
89			2	
90				1
91				
92			1	
93			1	
94			1	
95				
96			2	

号給	級	1	2	3
97		人	2	人
98			1	1
99			1	1
100			2	
101				
102			1	
103				1
104				
105			2	
106			1	1
107			2	2
108			3	2
109				1
110				2
111			1	
112			1	
113			1	
114			2	
115			1	
116				
117			2	
118			1	
119			1	
120				
121			1	
122			1	
123				
124			1	
125				
126				
127				
128				
129				
130			2	
131				
132			1	
133			1	
134				
135			2	
136			2	
137				
138				
139				
140				
141				
142				
143				
144				
145				
146			1	
147				
148				
149			2	
150				
151				
152			1	
153				
154				
155				
156				
157				
158				
159				
160				
161			1	
162				
163				
164				
165				
166			1	
167			1	
168			1	
169				
170			1	
171				
172				
173				
174				
175				
176				
177				
178				
179				
180				
181				
182				
183				
184				
185				
計		0 人	111 人	19 人
平均給料月額		円	322,786 円	432,153 円
平均年齢		歳	37.9 歳	52.9 歳
計			130 人	
平均給料月額			338,771 円	
平均年齢			40.1 歳	

その5 教育職給料表(4)

号給	級	1	2	3	4	5
1		人				
2			人			
3				人		
4					人	
5						1 人
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25			1			
26						
27						
28						
29			1	1		
30						
31						
32						
33						
34			1			
35						
36				1		
37			1			
38						
39						
40					1	
41			3			
42			1	2		
43						
44					1	
45						
46				1	1	
47				2		
48				1		
49				1		
50						
51				2	1	
52				1		
53						
54						
55					1	
56				1		
57					2	
58				3		
59				1	1	
60					1	
61						
62						
63				1	1	
64				1		
65					2	
66					1	
67		1			1	
68		1			2	

号給	級	1	2	3	4	5
69		人				
70			人			
71				人		
72					人	
73					1	
74				4	1	
75						
76					1	
77				1		
78					1	
79						
80					1	
81					1	
82					1	
83						
84				1	2	
85					2	
86						
87				1	2	
88						
89						
90						
91						
92				1	2	
93					1	
94					1	
95					1	
96						
97					1	
98					1	
99						
100						
101				1	2	
102						
103					1	
104				1	1	
105				2		
106					1	
107						
108					1	
109						
110						
111					1	
112					1	
113					1	
114					1	
115						
116					1	
117						
118						
119					1	
120						
121						
122					1	
123						
124						
125						
126						
127						
128						
129						
計		2 人	8 人	31 人	49 人	1 人
平均給料月額		284,750 円	279,488 円	388,123 円	496,943 円	462,500 円
平均年齢		33.0 歳	30.1 歳	40.9 歳	52.4 歳	63.0 歳
					計	91 人
					平均給料月額	435,713 円
					平均年齢	46.2 歳

その6 教育職給料表（5）

級	1	2	3	4	5
級	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17		165			
18		2			
19		19			
20		1			
21		62			
22		74			
23		7			
24		14			
25		34			
26		24			
27		10			3
28		7			1
29		49			1
30		55			4
31		22			4
32		23			14
33		21			14
34		98			10
35		10			15
36		27			25
37		32			17
38		109			20
39		15			18
40		35			19
41		20			20
42		150			13
43		17			11
44		31			16
45		33	1		7
46		133			7
47		11			4
48		40	1		3
49		32	1	1	5
50		115	1		3
51		9	1		2
52		54	1		
53		39			1
54		116	1		
55		20	3		
56		30	1		
57		33	3		1
58		95	3		
59		26	4		
60		56	4	1	
61		23	4	1	
62		72	7	1	
63		21	3	1	
64		47	1	1	
65		38	7	3	
66		98	2	4	
67		27	4	4	
68		36	1	3	
69		46	1	1	
70		78	3	5	
71		18	3		
72		47	4	5	
73		35	6	2	
74		56	5	4	
75		46	4	1	
76		36	4	6	
77		24	3	6	
78		50	5	3	
79		47	2	6	
80		22	2	2	
81		43	5	15	
82		38	1	6	
83		29	2	11	
84		41	5	10	
85		41	2	8	
86		43	4	9	
87		33	2	9	
88		45	5	4	

級	1	2	3	4	5
級	人	人	人	人	人
89		34	4	12	
90		35		15	
91		23	6	14	
92		34	5	16	
93		26	10	15	
94		32	3	9	
95		27	8	14	
96		37	10	13	
97		23	1	11	
98		34	12	10	
99		24	5	8	
100		21	7	8	
101		22	9	4	
102		28	8	2	
103		27	13	5	
104		25	13	2	
105		17	13	6	
106		18	16	1	
107		16	11	2	
108		21	9	3	
109		13	18	2	
110		13	16		
111		22	19	1	
112		21	15	2	
113		13	8		
114		15	18		
115		14	16		
116		15	15		
117		12	19		
118		12	13		
119		11	7		
120		8	5		
121		14	7		
122		16	2		
123		15	1		
124		12	2		
125		13	3		
126		16			
127		9			
128		17			
129		12			
130		12			
131		8			
132		19			
133		13			
134		15			
135		6			
136		15			
137		34			
138		22			
139		8			
140		16			
141		23			
142		23			
143		20			
144		15			
145		31			
146		24			
147		20			
148		40			
149		31			
150		35			
151		23			
152		17			
153		56			
154		32			
155		35			
156		16			
157		32			
158		35			
159		35			
160		22			
161		30			
162		48			
163		24			
164		16			
165		30			
166		18			
167		26			
168		11			
169		12			
170		16			
171					
172		1			
173		4			
計	0人	4,941人	469人	308人	258人
平均給料月額	円	324,153円	409,267円	427,131円	449,536円
平均年齢	歳	37.6歳	52.4歳	50.4歳	55.9歳

計	5,976人
平均給料月額	341,554円
平均年齢	40.2歳

その7 医療職給料表（1）

級 号給	1	2	3	4
	人	人	人	人
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26			1	
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33				
34			1	
35				
36				
37				
38				1
39				
40				
41				
42				
43				
44				

級 号給	1	2	3	4
	人	人	人	人
45			1	
46				
47				
48				
49			1	
50				
51				
52				
53				
54				
55				
56				
57				
58				1
59				
60				
61				
62				
63				
64				
65				1
66				
67				
68				1
69				1
70				
71				
72				
73				
74				
75				
76				
77				1
78				
79				
80				
81				
82				
83				
84				
85			2	
86				
87				
88				
89				
計	0 人	0 人	6 人	6 人
平均給料月額	円	円	480,883 円	563,883 円
平均年齢	歳	歳	50.0 歳	58.2 歳
			計	12 人
			平均給料月額	522,383 円
			平均年齢	54.1 歳

その8 医療職給料表(2)

等級	1	2	3	4	5	6
身給	人	人	人	人	人	人
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10		4				
11						
12						
13						
14		3				
15		4				
16		1			1	
17						
18						
19		1	2			
20		1			1	
21						
22						
23		4				
24						
25		2	1			
26		3	1			
27		4	1			
28		1			2	
29	4	1	1			
30						
31		5				
32			1			
33	1	1	3			
34		1	1			
35						
36	1		3			
37	1	1		1		
38						
39	1	1			1	
40	1	2	1	2	1	
41		2	2			
42		2	1			
43						
44			3		1	
45	1		3			
46		1	2		2	
47			1			1
48			4			
49	1		1			
50			1	1	1	
51						2
52			2	3		
53	1		1	1	1	
54	1					
55	1	1	2			1
56			2			1
57	1			1		2
58						2
59	2			1		
60	1			2		
61				2		2
62				1	1	
63				2	2	1
64					3	1

等級	1	2	3	4	5	6
身給	人	人	人	人	人	人
65				1	1	
66	1			1		
67					1	1
68				2	2	
69	1		1	1		
70				1		
71						
72				2	1	
73				1		
74	1			1		
75	1					
76						
77				2		
78					2	
79						
80				1	1	
81				1		
82					1	
83				1	1	
84						
85				5	1	
86				2	1	
87						
88					2	
89				1		
90				2	1	
91						
92						
93				2		
94						
95				1	2	
96				1	3	
97					1	
98				1		
99						
100				2	1	
101						
102						
103				2	1	
104				2	1	
105					1	
106					1	
107				2		
108				1	1	
109						
110					1	
111					1	
112				1	1	
113						
114				1		
115				1		
116				3		
117				1		
118				1		
119				1		
120				1		
121					1	
122						
123						
124						
125						
計	22 人	46 人	41 人	66 人	48 人	14 人
平均給料月額	212,314 円	219,015 円	283,571 円	373,764 円	382,408 円	432,521 円
平均年齢	29.2 歳	29.1 歳	36.6 歳	50.3 歳	47.5 歳	54.7 歳
					計	237 人
					平均給料月額	318,360 円
					平均年齢	41.6 歳

第3表 給料表別，級別，年齢別職員数・平均給料月額

その1 全給料表

年齢	給料表		行政職給料表		消防職給料表		教育職給料表(2)		教育職給料表(3)	
	区分	人員	平均給料月額	人員	平均給料月額	人員	平均給料月額	人員	平均給料月額	
歳	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18	2	152,500	10	157,700						
19	5	152,500	16	158,313						
20	20	160,580	12	161,425						
21	17	163,482	15	163,820						
22	180	181,820	38	180,255	1	214,448	1	205,400		
23	177	184,730	28	184,204	6	216,580	8	208,520		
24	193	193,261	39	188,487	2	221,936	2	220,116		
25	212	201,187	38	197,876	2	237,276				
26	198	208,685	26	203,238	11	250,007	4	236,028		
27	243	216,221	35	216,757	5	260,021	5	247,374		
28	237	225,271	31	225,068	4	270,764	2	256,932		
29	223	232,956	33	230,712	9	274,525	2	255,944		
30	185	242,054	35	239,057	6	289,380	4	272,974		
31	212	252,861	34	248,274	10	300,695				
32	170	261,553	23	253,139	7	309,801	1	304,016		
33	171	272,536	36	261,931	7	314,224	10	307,790		
34	149	285,305	37	276,554	8	329,277	6	318,708		
35	143	286,261	43	276,700	4	345,722	3	326,707		
36	131	298,530	35	290,837	5	345,586	7	340,797		
37	118	302,713	28	295,832	4	360,100	3	345,981		
38	119	306,028	23	297,613	6	369,876				
39	106	317,052	36	323,878	6	375,197	3	366,045		
40	91	334,253	29	326,321	4	390,780	1	357,136		
41	105	341,278	29	339,048	3	395,616	2	374,348		
42	91	356,391	31	346,023	4	392,626	10	380,965		
43	114	361,004	33	355,706	7	388,821	3	388,821		
44	125	371,192	35	362,026	4	420,108	6	394,852		
45	161	375,181	59	369,873	9	411,545	3	397,315		
46	158	380,365	62	372,479	15	419,030	6	391,657		
47	159	383,968	54	379,441	10	417,796	4	408,668		
48	184	387,421	66	381,997	11	427,667	6	417,784		
49	230	391,770	38	380,887	10	439,822	1	428,400		
50	250	396,790	38	384,755	16	433,270	4	425,918		
51	307	397,563	26	384,227	13	442,282	5	422,931		
52	223	401,222	45	391,333	20	442,638	1	415,688		
53	206	398,361	30	396,283	7	447,010	2	428,908		
54	237	401,360	37	406,641	29	445,413	4	427,929		
55	278	408,255	49	407,535	25	452,378	2	432,286		
56	217	408,537	49	402,482	16	455,343				
57	192	413,968	35	414,514	28	453,756	4	437,366		
58	244	423,075	43	406,247	26	453,958	1	438,900		
59	206	424,014	39	407,562	29	453,216	4	435,951		
60	1	590,200								
61										
62	1	493,400								
63										
64										
65	1	604,300								
総計	6,992	323,279	1,478	318,161	389	402,630	130	350,549		
平均年齢		41.1 歳		40.8 歳		46.9 歳		40.1 歳		

(注) 給料月額には、給料の調整額及び教職調整額を含む。

教育職給料表(4)		教育職給料表(5)		医療職(1)		医療職(2)	
人員	平均給料月額	人員	平均給料月額	人員	平均給料月額	人員	平均給料月額
人	円	人	円	人	円	人	円
		75	218,841			4	184,600
		121	220,008			5	187,440
		146	226,820			4	195,950
		125	237,360			3	198,767
1	257,100	171	249,134			7	208,429
		191	261,110			5	215,260
		218	272,612			8	215,238
2	269,600	200	281,384			6	226,183
1	289,200	219	289,958			3	229,200
2	284,750	228	299,783			5	227,880
2	290,450	220	310,612			5	240,220
3	293,767	217	320,990			10	259,110
1	356,500	181	329,539			4	251,325
1	333,200	176	339,152			8	272,088
4	355,675	152	346,826			8	280,725
3	373,000	160	357,015			9	271,489
2	376,200	163	361,282			5	280,820
		168	368,740			12	301,442
1	409,400	144	374,597			1	364,200
5	377,140	119	382,410			6	318,617
3	414,600	108	386,672			3	349,967
6	419,367	105	391,225	1	481,900	5	355,020
3	443,400	104	396,191	1	473,300	12	368,292
1	380,200	94	402,099	1	428,400	9	359,167
3	459,633	86	405,683			3	370,500
5	459,120	134	410,754			3	370,033
3	471,200	134	415,355			9	389,567
6	474,517	122	419,004			8	380,225
3	492,867	156	420,672			7	386,071
		191	422,152			7	388,014
5	502,460	207	424,813			8	398,713
1	515,000	167	427,726	2	491,900	6	399,400
3	513,467	180	429,025			5	405,800
1	524,300	172	431,006			6	401,200
6	513,467	165	431,553	1	526,500	4	392,475
2	515,400	147	432,716	1	567,400	2	389,000
3	497,333	138	433,589			11	406,809
4	525,750	172	435,325	4	559,300	11	407,582
1	529,400						
2	523,200						
1	532,700			1	570,100		
1	462,500						
91	435,713	5,976	354,477	12	522,383	237	318,360
46.2	歳	40.2	歳	54.1	歳	41.6	歳

その2 行政職給料表

年齢	1		2		3		4		5	
	人員	平均給料月額	人員	平均給料月額	人員	平均給料月額	人員	平均給料月額	人員	平均給料月額
18	2	152,500								
19	5	152,500								
20	20	160,580								
21	17	163,482								
22	180	181,820								
23	33	182,888	144	185,152						
24	13	188,085	180	193,634						
25	20	199,350	192	201,378						
26	4	202,000	194	208,823						
27	9	200,144	234	216,839						
28	4	209,750	117	218,056	116	233,084				
29	1	209,400	64	221,630	158	237,693				
30			38	227,232	139	244,118	2	263,800	6	280,867
31	2	220,550	28	233,864	151	249,732	2	264,800	29	288,900
32	1	223,600	13	239,031	120	253,777			36	296,661
33			14	240,243	109	261,200	1	280,600	47	308,272
34			7	246,443	85	269,161			57	314,153
35			10	256,500	89	275,518	2	284,800	42	316,181
36			11	259,482	64	282,278			56	324,773
37	1	238,500	13	263,492	56	288,282			47	330,600
38	1	321,400	16	268,681	62	294,648	1	312,000	39	338,892
39			10	274,230	55	304,069	2	309,700	38	344,676
40			8	284,550	12	304,258	25	328,828	44	351,300
41			7	287,514	15	311,847	30	336,930	49	356,090
42			5	292,840	8	320,713	29	348,272	41	365,327
43			1	285,600	11	320,891	45	354,113	49	369,514
44					8	336,275	63	359,011	33	372,167
45					7	343,986	89	364,301	44	381,618
46			1	278,700	2	346,150	75	367,432	60	385,107
47					1	345,900	83	369,707	51	387,276
48					3	336,467	102	373,481	50	390,944
49					2	343,700	121	375,245	63	393,856
50							123	377,770	70	396,181
51					3	352,433	159	379,907	80	398,281
52					1	355,300	113	380,873	60	399,830
53					4	352,150	120	383,587	46	402,450
54					2	350,100	141	384,920	50	404,034
55					1	350,600	155	385,988	61	405,775
56					2	357,800	125	386,425	43	405,395
57							108	386,631	27	404,878
58							124	386,499	37	407,243
59							112	389,090	32	407,669
60										
61										
62										
63										
64										
65										
計	313	182,542	1,307	211,715	1,286	263,301	1,952	376,840	1,387	369,335
平均年齢	22.6 歳		26.9 歳		33.2 歳		51.4 歳		45.2 歳	

級 区分 年齢	6		7		8		合 計	
	人 員	平 均 給料月額	人 員	平 均 給料月額	人 員	平 均 給料月額	人 員	平 均 給料月額
歳	人	円	人	円	人	円	人	円
18							2	152,500
19							5	152,500
20							20	160,580
21							17	163,482
22							180	181,820
23							177	184,730
24							193	193,261
25							212	201,187
26							198	208,685
27							243	216,221
28							237	225,271
29							223	232,956
30							185	242,054
31							212	252,861
32							170	261,553
33							171	272,536
34							149	285,305
35							143	286,261
36							131	298,530
37	1	374,200					118	302,713
38							119	306,028
39			1	424,300			106	317,052
40	1	394,200	1	417,400			91	334,253
41	4	396,900					105	341,278
42	7	409,343	1	458,000			91	356,391
43	8	412,213					114	361,004
44	21	419,505					125	371,192
45	21	418,205					161	375,181
46	20	423,145					158	380,365
47	23	425,996	1	470,300			159	383,968
48	25	429,860	4	471,800			184	387,421
49	40	431,570	4	484,825			230	391,770
50	50	432,366	7	482,971			250	396,790
51	57	434,840	8	492,600			307	397,563
52	39	436,085	8	496,813	2	553,450	223	401,222
53	31	437,623	4	500,675	1	541,600	206	398,361
54	33	440,245	10	486,690	1	551,800	237	401,360
55	37	439,311	19	501,211	5	557,280	278	408,255
56	26	440,165	17	500,288	4	563,175	217	408,537
57	35	439,809	16	500,813	6	564,617	192	413,968
58	41	438,856	23	494,248	19	572,405	244	423,075
59	24	443,013	24	502,417	14	573,793	206	424,014
60					1	590,200	1	590,200
61								
62			1	493,400			1	493,400
63								
64								
65					1	604,300	1	604,300
計	544	433,097	149	494,780	54	569,081	6,992	323,279
平均年齢	51.6	歳	55.1	歳	57.5	歳	41.1	歳

第4表 ラスパイレス指数

	平成31年	平成30年	平成29年
神戸市	100.3	100.8	101.0
指定都市の平均	99.9	100.3	99.9
指定都市中の順位	10位	10位	8位
	(20都市中)	(20都市中)	(20都市中)

(注) ラスパイレス指数とは、国家公務員=100として、毎年4月の給料月額を学歴別・経験年数別に比較して算出した指数である。

第5表 扶養手当の支給状況

区分		扶養手当親族内訳			
扶養親族数	扶養手当受給者数	配偶者	子	特定期間にある子	父母等
		6,500円	12,000円	5,000円(加算額)	6,500円
1人	2,261人	935人	1,137人	450人	189人
2人	2,057	876	3,130	1,109	108
3人	1,433	1,086	3,165	1,010	48
4人	369	327	1,098	272	51
5人	46	42	177	45	11
6人	7	6	31	9	5
7人	1	1	6	1	
計	6,174	3,273	8,744	2,896	412
非支給者	9,131				
合計	15,305				

(注) 1 扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっている者である。

2 特定期間にある子とは、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子をいう。

第6表 管理職手当の支給状況

給料表	区分	受給者(人)	受給者平均支給額(円)	全職員平均支給額(円)
	行政職	747	96,605	10,321
消防職	69	94,188	4,397	
教育職(2)	29	80,197	5,979	
教育職(3)	17	70,329	9,197	
教育職(4)	5	65,400	3,593	
教育職(5)	518	69,689	6,041	
医療職(1)	12	98,000	98,000	
医療職(2)	14	89,000	5,257	
合計	1,411	85,778	7,908	

第7表 住居手当の支給状況

区分	住居の種類	持 家		賃 貸 住 宅		その他	計
		市内	市外	市内	市外		
全給料表	世帯主又はこれに準ずる者	5,877人	—	2,679人	540人		9,096人
	非支給者	5,257		771		181	6,209
行政職給料表	世帯主又はこれに準ずる者	2,474	—	1,270	314		4,058
	非支給者	2,441		381		112	2,934

(注) 平成28年度より、市内・市外の区分が設けられている。

第8表 再任用職員の給料表別、級別人員

(1) フルタイム勤務職員

給料表	級								
	計	1	2	3	4	5	6	7	8
行政職	135人	人	人	18人	3人	85人	26人	1人	2人
消防職	5			2	3				
教育職(2)	59		54		5				
教育職(3)	9		1	8					
教育職(4)	2			2					
教育職(5)	230		211			19			
医療職(1)	0								
医療職(2)	6			1		4	1		
給料表計	446								
60歳	129								
61歳	120								
62歳	100								
63歳	52								
64歳	45								

(注) 該当人員0の級は空欄とした(次表において同じ。)

(2) 短時間勤務職員

給料表	級								
	計	1	2	3	4	5	6	7	8
行政職	619人	人	1人	272人	102人	220人	21人	2人	1人
消防職	68			53	8	5	2		
教育職(2)	11		11						
教育職(3)	0								
教育職(4)	0								
教育職(5)	263		263						
医療職(1)	0								
医療職(2)	34			17	9	8			
給料表計	995								
60歳	222								
61歳	178								
62歳	171								
63歳	199								
64歳	225								

第2部 民間給与等の実態

令和2年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査は、人事院及び全国の人事委員会と共同して行った。

本年の調査の概要は次のとおりである。

1 調査の目的

この調査は、本市職員の給与と民間企業の従業員の給与とを比較検討するため、民間給与等の実態を調査したものである。

2 調査の内容等

(1) 調査の内容

この調査の内容は、次のとおりである。

- ① 昨年8月から本年7月までの特別給の支給実績
- ② 民間企業における給与改定の状況等
- ③ 本年4月分として個々の従業員に支払われた給与月額等
- ④ 本年4月分の初任給の状況

なお、このうち、今回の報告の基礎となったのは、①及び②に関する調査である。

(2) 調査期間

本年においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、(1)①及び②に関する調査を先行して実施した。各調査期間は、次のとおりである。

- ・ (1)①及び②に関する調査：6月29日(月)～7月31日(金)
- ・ (1)③及び④に関する調査：8月17日(月)～9月30日(水)

3 調査の範囲

(1) 調査対象事業所

令和2年4月分最終給与締切日現在において、企業規模50人以上で、かつ事業所規模50人以上の神戸市内の民間事業所のうち、宗教、外国公務に分類される事業所を除いた全ての事業所、644事業所を対象とした。

なお、本年は、新型コロナウイルス感染症に対処する厳しい医療現場の環境に鑑み、病院は調査対象から除外した。

(2) 事業所の抽出

(1)に記載した事業所を企業規模別、本・支店別に給与水準が同程度の15のグループに層化し、企業規模等に偏りが出ないように、さらに給与の比較の対象となる従業員（該当従業員）が各層から同じ割合で抽出されるよう、統計的手法に則って、各層から無作為に175事業所を抽出した。

先行して実施した調査における調査完了事業所数は、51ページ第9表のとおりである。

4 調査結果の集計

総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第9表 産業分類別、企業規模別調査事業所数

産業分類	企業規模		全規模					
			500人以上	100人以上500人未満	50人以上100人未満			
全産業	144	事業所	69	事業所	62	事業所	13	事業所
建設業	9		4		4		1	
製造業	52		22		26		4	
電気・ガス・熱供給・水道業, 情報通信業, 運輸業, 郵便業	27		13		10		4	
卸売業, 小売業	11		7		4		0	
金融業, 保険業, 不動産業, 物品賃貸業	8		5		3		0	
教育, 学習支援業, 医療, 福祉, サービス業	37		18		15		4	

(注) 1 上記の他、調査実施に際し、企業規模・事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が2事業所、調査不能の事業所が29事業所あった。

2 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業(他に分類されないもの)」(宗教及び外国公務に分類されるものを除く)である。

第10表 民間におけるベース改定の実施状況

(単位:%)

役職段階	項目 企業規模	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベア慣行なし
		計	30.6	20.4	0.0
係員	500人以上	31.7	31.1	0.0	37.2
	100人以上 500人未満	28.3	12.5	0.0	59.2
	50人以上 100人未満	34.0	0.0	0.0	66.0
課長級	計	27.3	19.0	0.0	53.7
	500人以上	25.6	28.8	0.0	45.6
	100人以上 500人未満	26.9	11.6	0.0	61.5
	50人以上 100人未満	36.7	0.0	0.0	63.3

第11表 民間における家族（扶養）手当の支給状況

(単位:円)

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	12,897
配偶者と子1人	18,813
配偶者と子2人	24,552

- (注) 1 民間の支給月額は、配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象として算出した。
 2 家族手当を支給する民間の事業所の割合は、調査を実施した全事業所の72.0%であった。
 3 職員の場合、扶養手当の現行支給額は、配偶者については6,500円、子については1人につき12,000円、父母等については1人につき6,500円である。
 なお、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該1人につき5,000円が加算される

第12表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

(単位:%)

企業規模	項目	係員		課長級		部長級	
		一定率 (額)分	考課査定分	一定率 (額)分	考課査定分	一定率 (額)分	考課査定分
全規模	計	52.2	47.8	47.6	52.4	45.2	54.8
	500人以上	50.7	49.3	44.4	55.6	38.8	61.2
	100人以上 500人未満	51.2	48.8	47.3	52.7	47.7	52.3
	50人以上 100人未満	66.4	33.6	67.9	32.1	71.9	28.1

第3部 労働経済指標

第13表 労働経済指標

項目 年度 年月	①	②	③		④		⑤				⑥		
	実質国内 総生産	常用雇用 指数	有効求人倍率		完全失業率		きまって支給する給与 (調査産業計)				所 定 内 給 与 (調査産業計)		
	全 国	(調査 産業計) (全国)	全 国	兵 庫 県	全 国	兵 庫 県	全 国		兵 庫 県		全 国		
	前年度比 ・前期比 (%)	前年度比 ・前年同 月比 (%)	季 節 調 整 値	季 節 調 整 値	季 節 調 整 値	モ デ ル 推 計 値	指 数 (H27=100)	前年度比 ・前年同 月比 (%)	指 数 (H27=100)	前年比 ・前年同 月比 (%)	指 数 (H27=100)	前年度比 ・前年同 月比 (%)	前年度比 ・前年同 月比 (%)
平 成 30年度	0.3	0.5	1.62	※1.45	2.4	*2.6	101.7	0.6	*106.9	4.5	101.9	0.6	0.6
令 和 元年度	0.0	1.3	1.55	※1.38	2.3	*2.3	101.8	0.1	*107.5	0.6	102.2	0.3	0.6
平成31年 4 月	0.4	1.1	1.63	1.44	2.4	2.5	102.9	0.3	108.0	0.0	102.9	0.3	0.8
令和元年 5 月		0.8	1.62	1.44	2.4		101.3	0.1	107.0	△ 0.1	101.5	△0.1	0.2
6 月		1.0	1.61	1.43	2.3		102.3	0.3	106.8	△ 1.0	102.6	0.3	0.7
7 月	0.0	1.2	1.59	1.42	2.3	2.2	101.9	0.0	106.6	△ 0.1	102.3	0.1	0.4
8 月		1.2	1.59	1.42	2.3		101.7	0.1	108.2	1.4	102.2	0.2	0.7
9 月		1.5	1.58	1.41	2.4		101.7	0.1	107.3	△ 0.2	102.4	0.2	0.7
10 月	△1.8	1.5	1.58	1.40	2.4	2.1	102.6	0.1	108.9	0.9	102.8	0.2	0.7
11 月		1.5	1.57	1.40	2.2		102.3	△ 0.4	108.2	1.0	102.4	△0.1	0.5
12 月		1.5	1.57	1.40	2.2		102.1	△ 0.2	109.0	1.2	102.4	0.2	0.7
令和2年 1 月	△0.6	1.2	1.49	1.31	2.4	2.5	100.7	0.4	103.3	△ 4.2	101.3	0.7	0.6
2 月		1.1	1.45	1.26	2.4		100.9	0.3	102.2	△ 3.1	101.4	0.6	0.3
3 月		1.1	1.39	1.21	2.5		101.1	△ 0.4	101.8	△ 5.5	101.6	0.1	0.2
4 月	△7.9	0.9	1.32	1.13	2.6	2.8	101.7	△ 1.2	101.5	△ 6.5	102.8	△0.1	△ 0.2
5 月		0.2	1.20	1.05	2.9		98.7	△ 2.6	99.8	△ 7.2	101.2	△0.3	△ 0.2
6 月		0.2	1.11	1.01	2.8		100.0	△ 2.2	102.7	△ 4.1	102.6	0.0	△ 0.3
資料出所	内閣府	厚生労働省			総務省・兵庫県		厚生労働省・兵庫県						

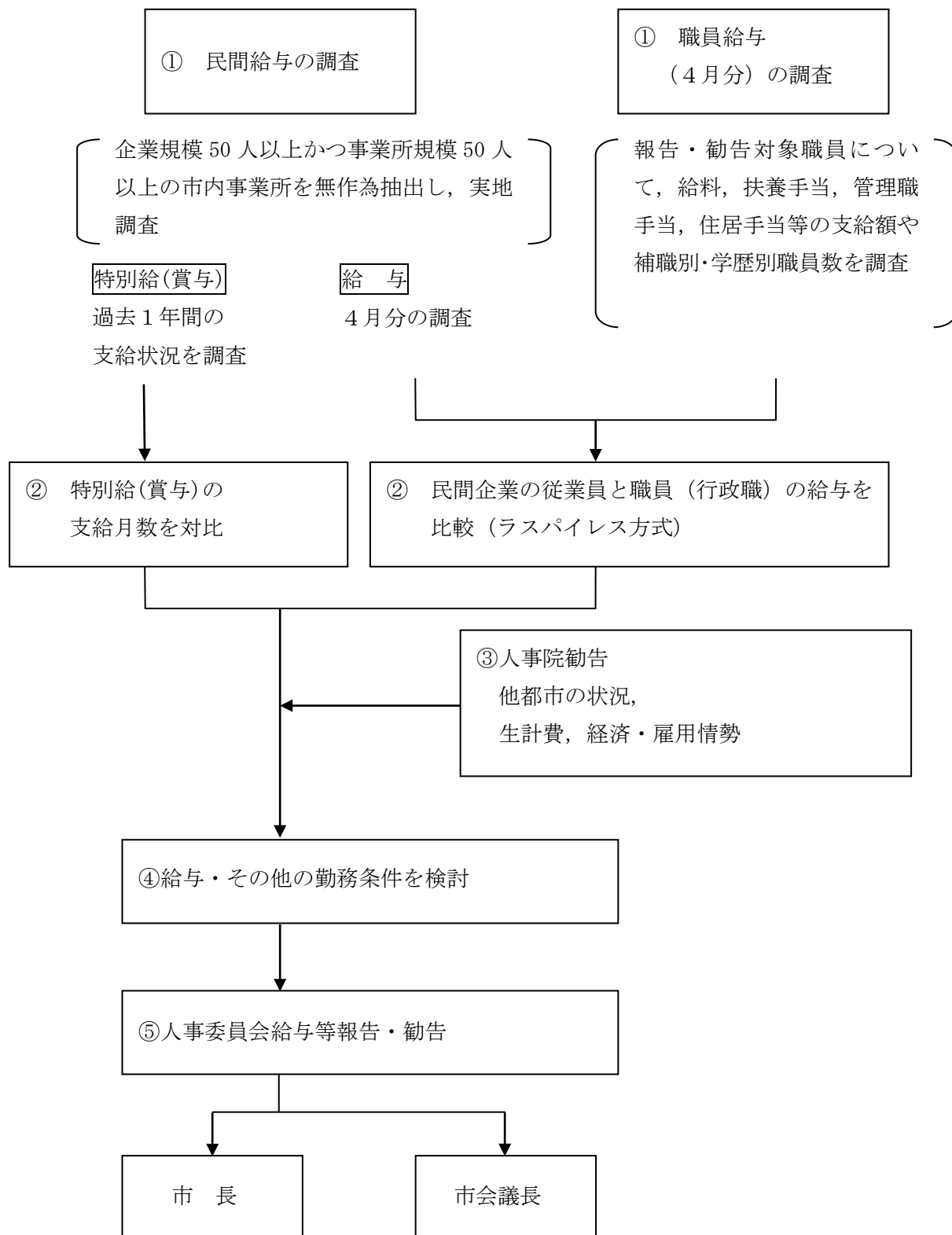
(注) 1 ①は平成23年基準, ②, ⑤, ⑥, ⑩, ⑪は平成27年基準である。
 2 ②, ⑤, ⑥, ⑦, ⑧は事業所規模30人以上の数値である。
 3 ③の値のうち, ※の付された数値は, 実数である。
 4 ④の兵庫県の数値は, 労働力調査の結果を都道府県別にモデルによって推計した値である。

⑥ 所定内給与 (調査産業計)		⑦ 総実労働 時間数 (調査 産業計) (全国)	⑧ 所定外労働 時間数 (調査 産業計) (全国)	⑨ 消 費 支 出 (名 目)						⑩ 消費者物価指数 (総合)		⑪ 国内企業 物価指数
兵 庫 県				全 国			神 戸 市			全 国	神 戸 市	全 国
調査産業計				二人以上の世帯	二人以上の世帯の うち勤労者世帯	二人以上 の世帯	うち勤労 者世帯	全 国	神 戸 市			
指数 (H27=100)	前年比 ・前年同 月比 (%)	(時間)	(時間)	(千円)	前年比 ・前年同 月比 (%)	(千円)	前年比 ・前年同 月比 (%)	(千円)	(千円)	前年度比 ・前年同 月比 (%)	前年度比 ・前年同 月比 (%)	前年度比 ・前年同 月比 (%)
*105.9	3.5	146.8	12.5	*287.3	*1.5	318.3	1.7	*281.0	*311.5	0.7	0.4	2.2
*107.1	1.2	144.2	12.3	*293.4	*2.1	320.6	0.7	*271.2	*302.9	0.5	0.8	0.1
107.1	0.2	148.7	13.1	301.1	2.3	337.2	0.7	256.3	285.2	0.9	0.5	1.3
106.5	0.0	141.4	12.4	300.9	7.0	332.3	6.4	271.3	306.6	0.7	0.5	0.6
106.3	△ 0.5	147.4	12.3	276.9	3.5	308.4	5.6	285.5	334.2	0.7	0.8	△0.2
106.5	0.9	150.1	12.3	288.0	1.6	321.2	3.6	255.8	280.4	0.5	0.7	△0.7
108.1	2.1	141.6	11.6	296.3	1.3	325.5	1.7	267.3	294.6	0.3	0.6	△0.9
107.7	1.1	142.5	12.2	300.6	10.8	329.7	8.9	264.2	289.6	0.2	0.4	△1.1
108.5	2.0	146.5	12.6	279.7	△ 3.7	305.2	△3.2	286.5	313.1	0.2	0.5	△0.4
108.0	1.9	147.5	12.6	278.8	△ 0.8	304.0	0.2	251.1	243.5	0.5	1.2	0.1
108.7	2.5	145.0	12.3	321.4	△ 2.4	345.4	△1.6	316.3	344.7	0.8	1.3	0.9
102.9	△ 4.1	137.7	11.8	287.2	△ 3.1	312.5	△4.1	251.2	286.0	0.7	1.2	1.5
101.1	△ 3.5	139.8	12.1	271.7	0.2	303.2	0.1	264.9	297.3	0.4	1.1	0.7
101.0	△ 5.6	142.1	11.9	292.2	△ 5.5	322.5	△7.6	294.7	279.0	0.4	1.2	△0.5
102.0	△ 5.1	143.9	10.6	267.9	△ 11.0	303.6	△9.9	231.8	254.6	0.1	1.4	△2.5
101.6	△ 4.9	126.9	8.6	252.0	△ 16.2	280.9	△15.5	227.9	248.3	0.1	1.2	△2.8
104.6	△ 1.7	141.3	9.3	273.7	△ 1.1	298.4	△3.3	283.6	311.0	0.1	1.0	△1.6
兵 庫 県		厚生労働省		総 務 省 ・ 兵 庫 県								日本銀行

5 ④, ⑤, ⑥, ⑨の平成30年度, 令和元年度の欄のうち, *の付された数値は, それぞれ平成30暦年, 令和元暦年の数値である。

6 ⑨は, 農林漁家世帯を含む数値である。

(参考) 給与等報告・勧告の手順



民間給与との比較方法〈ラスパイレス方式〉

本市職員の給与と市内民間企業の従業員の給与を比較する際には、本市職員にあつては行政職（事務・技術職）、民間企業の従業員にあつてはこれに相当する事務・技術関係職種に該当する者の4月分の給与月額を用いている。

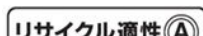
民間企業の従業員の給与月額については、給与改定の有無やベースアップの中止、ベースダウン、定期昇給の停止、賃金カットなどの給与抑制措置の実施状況のいかんにかかわらず、調査で得られた全てのデータを用いており、これを責任の度合（役職）、年齢、学歴別に区分して、本市職員の人員構成に置き換えた形で算出している。

この方法（ラスパイレス方式）は、給与水準を比較する際の基礎的な条件（役職別、年齢別及び学歴別の人員構成等）を統一させて比較するものであり、条件の相違を一切考慮しない単純平均で比較する場合に比べて、より精確に給与水準の実態を反映したものとなっていることから、現在では全国統一の手法として広く定着しているところである。

なお、新規採用者については別途調査を行っているので、双方とも本年4月の新規採用者を除いて比較している。



古紙パルプ配合率70%再生紙を使用



この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。



United Nations
Educational, Scientific and
Cultural Organization

City of Design
KOBETW

Member of the UNESCO
Creative Cities Network
since 2008